

第七十二号 二〇二二年七月発行
○発行 全国生活保護裁判連絡会
○事務局 つくし法律事務所
(〇七五 二四一 一二四四)

各地の闘いの報告

6月20日 市民集会の報告

弁護士 西村香苗

日程変更のお知らせ！！

第27回総会・交流会（奈良）

ニュース第71号でお知らせした、全国生活保護裁判連絡会（生保裁判連）の2021年総会・交流会の日程が、会場の都合により変更となりました。

変更後の日程は、

2021年11月14日(日)午前9時30分から

奈良県文化会館小ホール（奈良県奈良市登大路町6-2、近鉄奈良駅1番出口より東へ徒歩5分）です。基調講演は、元堺市のケースワーカーで、今年7月にはエアコン購入費支給実態の地域差に関する調査研究結果を公表した桜井啓太准教授（立命館大学）による、コロナ禍における福祉事務所の役割のお話です。

ふるってご参加下さい！

梅雨の晴れ間の日曜日、奈良県生駒市のたけまる小ホールで「生駒市の生活保護行政を考える市民懇談会」が開催されました。コロナのさなか、生駒市の生活保護行政に疑問を抱いている人々52人が集まりました。奈良県の生駒市というところ、昔から大阪のベッドタウンとして住宅街が多い地域で知られています。人口は奈良市35万4千人に対して橿原市12万1千人、生駒市11万8千人と奈良県で3番目の人口の多い都市です。私個人的には法律相談で生駒市の保護行政に関する審査請求などの依頼を受けたことはなかったのですが、保護受給者である相談者から「こちよこちよこ保護担当者からのひどい仕打ちについては耳にしておりまして、本人の代わりにやり取りした際も、あまりいい印象は受けませんでした。昨年2020年の御用納めの日にいきなり奈良市の移送費裁判を共に闘った生活と健康を守る会の人から電話があり、「生駒の保護行政がひどい、受給者の一人は土下座させられた」と聞かされました。それはないだろうという思いと生駒の保護担当課ならやりかねないと思

う思いで、年明け早々に詳細をきいたところ、
・保護は10年以上も受けているが転居指導は初めてであること
・転居指導が始まったのは内縁の夫と別居してからであること
・本人は転居を望んでいないのに執拗に担当者から言われること
・転居のために不動産を探すよう指導指し書が2回にわたって出されたこと
が分かりました。転居指導のやり取りの中で、追い込まれた本人サイドが暴言を吐いたということと保護担当課に呼び出され警察OB職員から「脅迫だ」から「謝罪」せよと言われ、女性である本人一人を4人の職員が取り囲んだ結果、追い込まれて思わず土下座してしまった、ということでした。そもそもなぜそこまで転居指導を行う必要があるのか、我々はその分からず、保護担当課に質問状を出しました。転居指導の理由は「家賃が扶助の金額を超える（ために生活を圧迫する）」となっていました。指導指し書を出すほどのことかという疑問がありました。保護担当課が1ヶ月以上もかかって出した回答（もはや怪答です）は、「本人がDVを恐れて転居を希望していたので、つづがなく転居できるようにするためにこの理由が適切だった」という内容でした。しかし、内縁の夫とは

すでに別居しておりDVの危険はなく、本人も転居したいという意思表示をしたことはありません。
我々は、この事例を保護担当課とやり取りするにあたってケース記録の開示請求をしました。そのケース記録がまたこれまで読んだことのないほど情緒的で、一例をあげると私が担当者に質問したときのことを「語気荒く迫った」と書かれてあって唾然としました。事実を淡々と書くのがケース記録だと思っていたのですが、この事例のケース記録は担当者の感情があふれていて「自分は悪くない、主（受給者）がそういうからだ」というのがプンプンしています。本集会ではこの事例の本人が生々しい発言をしてくださいました。
また、シンママ大阪応援団から生駒市の人で保護申請をあきらめた例の紹介がありました。
さらに生駒市の社会福祉協議会の職員から、保護廃止後も保護費返還を求められ、本人の権利擁護をしているのか、保護担当課の取り立て機関になっているのか分からないとの嘆きや、さまざまな発言がありました。
共通するのは、保護担当課職員の横暴な態度・暴言です。
本集会では生駒市保護行政の実態も数字で発表されましたが、ここ2〜3年間、相談件数は微増なのに新規保護開始が極端に減っています。その理由について保護担当課長が市議会答弁で驚くべきことを述べていました。曰く、「生活困窮者自立支援いわゆる第二のセーフティネットというところがうまく働いて生活保護に陥る前段階で自立を図れた」「仕事についていない人には就労を

働きかけて、くらしとしてご支援センターやハローワークと連携を図って何とか仕事についてもらうよう働きかけている」「身内などに相談して時と場合によつては2回目、3回目の相談の時に同席してもらい、今後どうしていくのか十分話し合ってもらい、保護に陥らず、皆さんで支援をしながら生活を自立させていくということをしている」……。
何ということでしょう。かつて問題視された水際作戦がまだ行われていました。どうやら生駒市の保護担当課は保護受給者を減らすことがよいことだ、それが自分たちの職務だ、と思っっているらしいのです。
本集会ではこれらの事例報告・生駒市保護行政の問題点を明らかにしたところ、生駒市の生活保護行政をよくする会を立ち上げました。今後、生駒市生活保護行政を改めさせることに尽力していきます。



い

重度障害者加算の認定について容認 裁決

弁護士 普門大輔

1 重度障害者加算、家族介護料、おむつ代が支給されておらず、当初（2014年5月）、支援者らが福祉事務所に對し、指摘したきたところである。とりわけ、長男が有する障がいについてA判定（知的障がい）を受けた（特別児童扶養手当1級認定）以降は上記「重度障害者加算」、「家族介護料」を支給すべき状態にあつたこと、おむつ代についても支給すべきであり、過去に遡って支給するよう求めていたが、福祉事務所は、2014年7月11日付にて、前月6月分より重度障害者加算及び家族介護料、同年5月分よりおむつ代の支給を行なうものとしたが、それ以前について遡及しないとした。

そこで、これを却下決定があつたものとみなし、処分の取消を求め、審査請求を申立てることとなった（審査請求代理人弁護士は、楠晋一弁護士と当職）。

なお、障害者加算の一部と家族介護料については、審査請求を申立てた後（2016年10月25日付で遡及支給されたため、裁決上、この点は却下されていない）。

2、争点と裁決（おむつ代は除く。）

ア 処分庁の再弁明のロジックは、要約、以下のとおりである。

（ア）重度障害者加算と障がい児福祉手当の支給要件は、結果的に同一である（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表1に定める状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする者）。

（イ）心理判定員が障がい児福祉手当の支給要件に該当しないと判断した。

（ウ）よって、同一支給要件である重度障害者加算の支給は必要ない。

イ しかし、処分庁の再弁明のロジックは誤りである。

（ア）心理判定員は、「令別表第1第9号」に該当しないと判断しているに過ぎず、「令別表第1第10号」に該当しないと判断は存在しない。

処分庁は、「令別表第1第9号」に非該当との判断を受け、速やかに、医師をして「令別表第1第10号」の該当性判断を行うべきであつた。

「令別表第1第10号」非該当の判断が存在しない以上、「客観的事実として、その時点では本件児童が重度障害者加算の要件に該当していなかった」等と言えるはずがない。

（イ）同時に、心理判定員の判断をもつて「重度障害者加算」の支給要件を満たさないと判断することは、令別表第1第10号、すなわち、医師の判断によらねばならず（第一共通的一般事項4）、無権限者の判断に依拠したことを自認するものに他ならない。

それは心理判定員の判断内容の正否のレベル以前の、無資格者による判断として、その存在が法的に認められないものである。

ウ 裁決

「重度障害者加算の認定にあつては、『令別表第1に定める程度の障害の状態』かつ、『日常生活において常時の介護を必要とする者』である障害の程度の判定を行なうこと等が求められている。処分庁は、長男の障がいの程度の判定を行うにあたり、療育手帳A及び特別児童

扶養手当1級の認定を受けているが、平成24年11月5日付の療育手帳の判定書において、障害児福祉手当の障害判定（令別表第1第9号）は非該当であつたことを確認した。

ついで、処分庁は、請求人及び長男の生活状態並びに長男の介護需要に関する個別事情を確認するための調査を行なうとともに、長男が令別表第1に定める程度の障害の状態にあたるかどうかを検討したうえで、長男の障害の程度の判定を行なう必要があるが、これらを行なつた形跡は認めることができない。

したがって、処分庁が本件処分の判断過程において、請求人及び長男に対し、具体的な調査を行なつたことを裏付ける事実及び組織的な検討を行なつていない点において、決定に違法又は不当な点があるといわざるを得ず、取消を免れない。」と判断した。

3、まとめ

今回の事案の肝を一言でいうとすると、（重障加算の要件としてリンクする）障害児福祉手当の受給可否に関し、心理判定員の判断は、あくまでも、いくつか要件があるうちの一つの部分、療育手帳の発達指数判定に必要となる精神的、心理的な事実調査や検査においてその結果を報告するものであつて、障害児福祉手当の全ての受給要件について判断したものではないという点であろう。

また、たとえ、心理判定員が「精神の障害・令別表第1第9号」には該当しないとしても、同「第10号」は「身体障害若しくは病状と精神の障害が重複する場合」との要件もあり、この点については判断されていない。こうした判定は、専門的な知識と医学的判断が行ないう

る医師による必要があるであつた。そうした手続を欠いていることを適切に認定したものと受け止めている。



「生活保護利用者に4・78の物価下落があつたかどうかを検討しなかつた福岡判決」（生活保護基準引下げ違憲取消福岡訴訟報告）

弁護士 高木健康

1 原告らの訴え

「ルミエールは夜10時になると、総菜が半額になります。ご飯だけパック詰めされたものが100円で売っているのですが、これも半額になります。ご飯を炊くと、保温や温め直しにも電気代がかかるため、この半額になったごはんを買って総菜とともにルミエールに備えてある電子レンジで温めて帰ります。電子レンジを持っていないのですが、電気代がかかるためつかいません」

「電気も夏の時期は夜7時か8時までつけません。水道代の節約のため、お風呂は2、3日に1回にし、お湯も腰ぐらいまでしかためません。トイレに行く

ときは、おしつこの場合は3回に1回しか流さないようにしています」

原告らの訴えの一部です。このような生活を余儀なくされている原告らを思うと、国に對し怒りがこみ上げます。

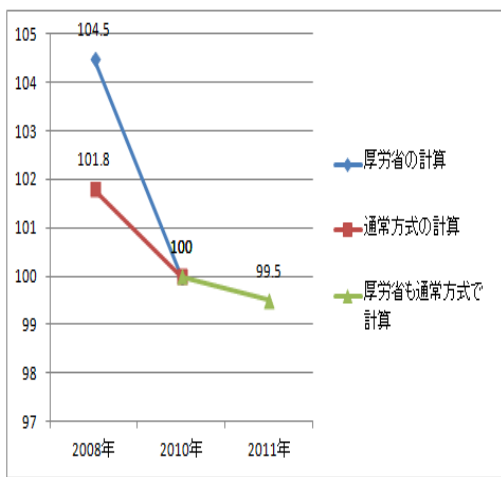
2 切り下げの経過と福岡訴訟
本件の生活保護基準引下げは、2013年からの3年で、670億円の生活保護費を削減したものです。保護利用世帯の96%が削減され、削減幅は平均で6・5%、最大で10%という過去に例を見ない内容でした。

この引下げに對して、福岡では、2015年3月、2016年12月、2017年12月に、合わせて100名を超える原告が提訴しました。

3 デフレ調整の内容と違法性
基準引下げには多くの問題があります。典型的なものがデフレ調整です。デフレ調整では、保護世帯に4・78%の物価下落があつたとして、一律に4・8%の減額をしました。しかし、この数値には何の根拠もありません。

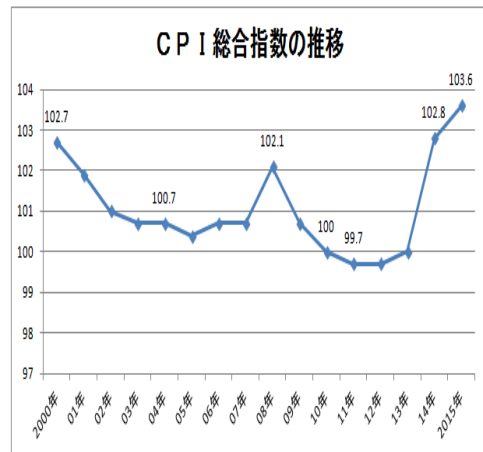
（1）下落率を大きくするために2008年を選んだ
厚労省は、デフレ計算を2008年と2011年の比較で行いました。2008年は、その前後で特別に物価が高かつた年です。2008年からの計算は、2007年から2008年の物価上昇を無視して、上つたところからの計算となります。





(2) 厚労省は、独自の計算方法で下落率を大きくした2008年と2011年の比較でも、この間の消費者物価の下落率は2・35%に過ぎません。デフレ調整の4・78%は、その2倍以上です。4・78%としたからくりは、厚労省が発明した計算方法にあります。

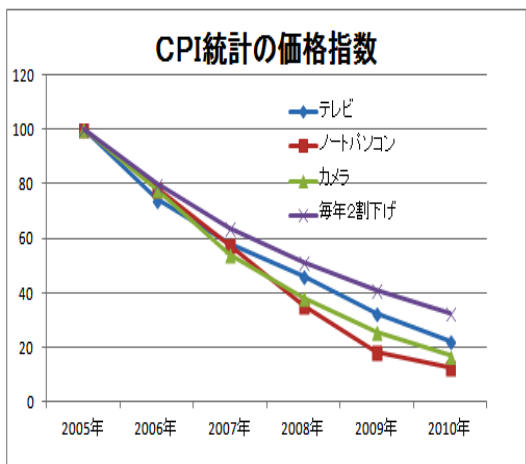
厚労省は、2010年から2011年については総務省と同じ方法で計算しましたが、2008年から2010年については、2010年を基準として2008年に遡る計算をして下落率を大きくしたのです。



2010年から2011年の下落率は同じですが、2008年については、通常の計算では101.8なのに厚労省の計算では104.5にもなります。そのため、厚労省計算では大幅な下落率となったのです。

(3) 厚労省計算で下落率が大きくなったのは、テレビやパソコンが原因。2008年から2010年にかけて、こんなに大きな物価下落はありません。厚労省の計算の中に仕掛けがあります。

厚労省の計算方法(パーシェ式)では、価格が下がる一方で購入量が増える品物があると、実際以上に物価下落の数値が出ます。この方法は、日本でも諸外国でも使われていません。



この間、テレビやパソコンなどの価格は、毎年2割以上の下落となりました。この間の物価下落は、テレビやパソコンなどの価格低下か大きな理由です。

(4) 生活保護利用世帯の実態と違う計算。保護利用者がパソコンを買うことはほとんどなく、チューナーの無料配布で、

ほとんどの保護世帯はテレビの買換えをしていません。

厚労省は、保護世帯に関する物価下落を計算するとしながら、一般世帯のデータで計算しました。

保護世帯の保護費はぎりぎりの生活ができるだけ(もしくは、それもできない)の低い水準です。保護世帯についての物価の変動は、保護世帯の消費実態に基づかないと、正しい数値は出ません。保護世帯についての調査である社会保障生計調査のデータに基づいての計算では、物価下落率は0・64%です。生活保護利用世帯にとって4・78%の物価下落はあり得ないのです。

福岡訴訟では、「生活保護利用者にとって4・78%の物価下落があったかどうかを判断してほしい」と強く求めました。

5 4・78%の判断を避けて原告敗訴の福岡判決

勝訴判決を確信していましたが、5月12日の福岡判決は原告敗訴の判決でした。判決の重要な点は、次のとおりです。

(1) 2008年を起点にした点については2007年までは一般国民の消費水準との調整を行って水準を据え置いたが、2008年以降は改定が行われなかったため、2008年を起点にしたことには合理的な理由があるとしました。2008年からの計算では2007年から2008年にかけて物価が大幅に上がったことを無視することになる

との主張については、判断がありませんでした。とても納得のできるものではありません。

(2) 2008年から2011年の物価

変動の計算を総務省と違う方法で行ったことについては、デフレ調整を行うに当たっても、厚労大臣に物価下落率の算出方法についての裁量権が認められるので、総務省と違う方法でも不合理とはいえないとしました。

(3) 物価下落にテレビやパソコンの影響が大きいことについては、テレビやパソコン等の価格下落等が、デフレ調整における物価下落率の算定に相当程度影響していることを認めながらも、そのことで厚労大臣の判断に裁量権の逸脱・濫用はないとしました。生活保護利用者にとつての物価下落率の視点が全く抜け落ちていきます。

(4) 生活保護利用者の実態に合った計算をすべきとの主張に対しても、厚労大臣は、デフレ調整を行うに当たり、どの統計資料を用いるかについて裁量権があるため、他の資料で検討しなくても問題ないとしています。私たちの主張をまげてしまっています。

(5) 総務省方式の計算や第1・五分位での計算など、厚労省以外の計算では、物価下落率は4・78%よりずっと小さくなるので、生活保護利用者にとって4・78%の物価下落はなかったとの主張についても、そのような計算があったとしても厚労省の計算での引下げに違法はないとしました。

大阪判決が、4・78%は総務省の物価下落率2・35%と比べて大きすぎるが、その合理的説明がないとして、厚労大臣の判断に裁量権の逸脱・濫用を認めたと全く反対です。

6 福岡高裁では絶対に勝訴判決を福岡判決は、厚生労働大臣には「どのような計算をするか」、「どのようなデー

タを使うか」について裁量権があり、4・78%はその結果の数値であり、裁量権の範囲での計算の結果なので、その数値で生活保護基準を引き下げても違法ではないとするものです。

生活保護利用者にとって、4・78%の物価下落があったかどうかについては、判断を避けました。その判断をするに、大阪判決のように、原告勝訴の判決を書かざるを得なくなるので、避けたものです。

福岡訴訟原告は、判決に対して福岡高裁に控訴しました。福岡高裁では、「生活保護利用者」に4・78%の物価下落なかった」との判断と勝訴判決を勝ち取るために、全力で頑張る決意です。



生活保護申請者の自死事件について

弁護士 堀金 博

2014年12月、徳島県(福祉事務所)に生活保護申請していた30代男性が自死するという大変痛ましい事件が起こりました。彼は、精神的・身体的な不調を抱えており、仕事も出来ていませんでしたが、両親にはいいところを見せたい、心配させたくない等と考えており、両親に対しては、自分は元気に仕事をしている等と嘘をついていました(住所についても嘘をついていました)。

自死の約3週間前、いよいよ生活に困窮した彼は、生活保護を受けながら無料で医療も受けて体調を回復させたいと考え、生活保護申請をしました。その際、彼が徳島県の担当者に提出した説明書には、当時の彼の精神状態・健康状態が詳細に綴られており、一読すれば、彼がうつ病等の自殺のおそれのある精神疾患にかかっている可能性が高いことは明らかでした。しかし、担当者は彼の精神状態・健康状態について異常を感じながらも、その点については何の調査・検討もせず、医療につなぐこともなく、漫然と放置し続けたのです。

また、生活保護申請の際、彼は徳島県の担当者に対し、両親には連絡しないように強くお願いし、担当者も了承したようです(彼の遺書に書かれています)。しかし、数日後には、担当者から両親に生活保護申請に関する情報提供(電話)があり、彼が無職であることや、彼の住所が違っていたことも両親の知るところとなりました(徳島県は扶養調査のため、両親への連絡はやむを得なかったと主張していますが、実際のところ、扶養調

査というよりも単なる情報提供に過ぎませんでした)。

両親には連絡しないという約束を破られた彼は、激しい怒りと絶望感から徳島県の担当者に直ちに抗議します。彼の遺書を読むと、両親から信頼されている両親を安心させたいという彼の思いがどれほど強く、また、彼の生きる支えになつていたかが明らかです。

本件では、徳島県の担当者は、彼の精神状態・健康状態について何の調査・検討もしなかったばかりか、彼との約束を破り、彼の絶望感を深め、彼の精神状態・健康状態を著しく悪化させたのです。

なお、徳島県(福祉事務所)による財産調査の結果、彼名義の数百万円規模の定期預金の存在が明らかになるといふ事情もありましたが、これは両親が彼に内緒で貯金していたものであり、彼自身は存在すら知らないものでした。しかし、徳島県は彼自身が利用できる資産に当たるかどうか、ろくに調査もしないまま、彼名義の定期預金が存在しているという事情のみから、生活保護申請を却下してしまつたのです(彼の自死前日のことでした)。

一方、生活保護申請が却下される一週間ほど前から、精神状態を著しく悪化させていた彼は何通かの遺書を作成し始めます。その遺書からは、生活保護申請の却下について、彼が徳島県の担当者から事前説明を受けていたことが強く窺われます。

彼の死後、彼の遺書や徳島県(福祉事務所)との交渉などから彼が自死に至つた事情について理解した両親は、徳島県に対する国家賠償請求訴訟を提起しました。訴訟に踏み切つた両親の思いは、

息子を返して欲しい、真実を明らかにして欲しい、徳島県や担当者に謝罪して欲しい、というものでした。当初は私とは別の弁護士が担当していましたが、その弁護士の引退に伴い、訴訟の途中から私が担当しています。

一番(徳島地裁)では、①生活保護申請の際、徳島県の担当者が彼の両親に連絡しないことを約束していたかどうか、②彼の健康状態・精神状態を調査・把握すべき義務が徳島県の担当者にあつたかどうか、③彼名義の定期預金が、本当に彼の「利用しうる資産」だったかについて、徳島県の担当者が調査を尽くしたかどうか等について争われましたが、どの争点についても当方の主張は認められませんでした。

控訴審では、更なる争点として、④徳島県の担当者が彼の両親に(生活保護申請の事実を)知らせたことは、違法な個人情報(第三者)提供に当たらないか、という点も追加主張しております。

現在、生活保護申請の際の扶養調査のあり方について、多大な批判がなされています。扶養調査の存在そのものが生活保護申請の妨げとなることも多く、本件でも、扶養調査等の理由で両親に連絡していくことを亡くなった彼は極度に恐れていました

両親や親族に知られることなく生活保護を受けたというのは普遍的なニーズです。扶養調査等の理由で、生活保護申請の事実を家族や親戚に知られるという仕組み自体、生活保護制度の極端に低い捕捉率や、更には行政による「水際対策」をも増長し、生活保護制度に対する世間の悪いイメージ(恥の意識)の原

因にもなっています。

この点について厚労省は本年3月30日に新たな事務連絡(通知)を出すなど一定の改善を図りましたが、まだまだ不十分です。本人の真意に基づく同意なしに生活保護申請の事実を第三者に知らせない。このことが徹底されていれば、本件の生活保護申請の事実も両親に知られることなく、彼は今も元気に生きていたはずです。

第2、第3の悲劇を繰り返さないためにも、また、誰でも気軽に利用できる生活保護制度を実現するためにも、最後まで力を尽くして徳島県の責任を明らかにしたいと思えます。

